

忘れ物の取り扱いについて

文京校舎内で拾得され、社会人大学院等支援室（3階334）に届けられた忘れ物は、以下のとおり取り扱われます。

【貴重品の取り扱い】

遺失者が不明な貴重品（財布、鍵、携帯電話、キャッシュカード等）は、本キャンパス管轄の警察署に届け出ます。貴重品を落とした際は、速やかに社会人大学院等支援室に確認に来るようにしてください。

【貴重品以外の取り扱い（保存期間：1年）】

支援室への届出日から1年を経過しても遺失者が現れず、遺失者が不明な忘れ物は、保存期間経過後、全て処分致します。

- 持ち主が判明した場合、電話等でお知らせします。
- 受取の際は、学生証（学外の方は本人確認ができる身分証明書等）を持参してください。
- 文京校舎内で忘れ物を拾得した際は、下記社会人大学院等支援室教務担当窓口に届けてください。
- 文京校舎内で拾得された忘れ物は、本支援室以外にも、以下の事務室に届けられている場合があります。併せてご確認下さい。

【1階 警備員室 / 2階 放送大学事務室 / 3階 筑波大学学校支援課】

平成28年2月

筑波大学 社会人大学院等支援室 教務担当

(Tel: 03-3942-6918)